

出島埋立地区廃棄物処分場設置に係る 環境影響評価準備書に対する市長意見

はじめに

本事業は、広島市を中心とした県西部地域の市町村及び企業から発生する廃棄物を海面埋立により適正処理し、地域における円滑な事業活動の確保と生活環境の保全に資することを目的に、出島地区港湾整備事業の一部工区について、埋立用材を廃棄物に変更して埋め立てようとするものである。

いうまでもなく、これからの都市廃棄物の処理は、焼却したり、埋め立てたりしなければならないゴミを可能な限りゼロに近づけ、究極の目標であるゼロエミッション社会の実現を目指すことにある。

しかし、ゼロエミッション社会の実現には、様々な科学技術の進歩や社会経済システムの変革などが必要であり、一朝一夕になしうるものではない。こうした社会へ移行する過渡期においては、当面する廃棄物の処理施設の設置は不可避なものである。

本事業はこのような社会的必要性に基づいて実施されるものであるが、一方において、当該地区は、国立公園である瀬戸内海の湾奥に位置する閉鎖的な海域であり、背後は市街地に近接し、市民の住環境とのかかわりが深いという自然的・社会的条件の中に立地している。

こうしたことから、本事業の実施に当たっては、事業着手前と着手後を問わず住民の意見に配慮しつつ、可能な限り環境への影響を低減することが重要であるとの認識のもとに、住民からの意見、広島市環境影響評価審査会からの答申を最大限に尊重し、市長意見を述べる。

1 共通的事項

(1) 情報公開と住民参加について

ア 住民理解の形成

- (ア) 現行のスケジュールを既定のものとして進めるのではなく、一時凍結することも含め十分な時間をかけ、あらゆる機会を通じて、信頼感の醸成に努めること。
- (イ) 住民の疑問には、既存の埋立事例等も参考にしながら、科学的データあるいは実証等によって具体的に答えること。
- (ウ) 事業の着手に当たっては、あらかじめ大方の住民の合意を得るとともに、それを確認した上で行うよう努めること。

イ 協議会の設置

本事業に係るあらゆる情報を定期的に住民に公開し、それに基づいて事業運営の全般にわたる住民の意思を確認し、それを取り入れるための組織として、住民と事業者に加え、学識経験者等の第三者を主たる構成メンバーとする協議会の設置を提案する。

(2) 環境影響評価書記載上の事項

ア 環境影響評価書の作成に当たっては、フロー図、表、イラスト等を用いて住民に分かりやすいものとする

また、文章についても住民に分かりやすい用語・表現を用いることとし、やむを得ず専門用語を用いる場合には、用語集を添付すること。

イ 廃棄物処分場に係る施設の構造・配置を始めとした各諸元及びその設定根拠等について、環境影響評価書に、現時点における最新情報を記載するとともに、今後、実施設計、設計変更等を行った際には、その都度最新の情報を公開すること。

ウ 廃棄物処分場内における埋立方法、運搬船の構造・運行方法を始めとした廃棄物の受入から埋立処分に至るまでの行程を明らかにすること。

(3) 事業実施に当たっての留意事項

ア 事業の実施に際しては、環境に対する負荷を極力、回避・低減するために、その時々における最新の工法、技術等を導入すること。

また、自らも環境に対する負荷を低減するための工法、技術等の開発に努めること。

イ 工事期間中及び供用期間中における、住民等からの苦情・問い合わせなどに対する窓口を設け、申し出に対しては、最新情報の提供等により、誠実、迅速かつ的確に対応すること。

本事業に係る搬入管理・環境保全・防災体制等は、マニュアル化するなどにより住民にとって分かりやすいものとする。

ウ マニュアル等の作成に当たっては、フロー図、表等を用い、判断の基準は数値化することなどによって具体的な表現とすること。

エ マニュアル等において、基準値を超えた場合は、当該作業を中止し、その原因を究明し、改善策を講ずることなどの対応策を明示すること。

事業の透明性を高め、それによって住民の不安等を解消するため、事後調査結果、事業に係る諸情報などオについては、情報公開に関する法令等に認められる範囲において、すべて公開することとし、公開した情報に対する住民の意見についても、あらゆる機会を通じて把握するように努めること。

事後調査(本手続きにおける事後調査とは、事業着手以後の調査をいう。)については、将来判明すべき環カ境の状況に応じて、適切な環境保全のための措置を取るために行う。」という趣旨に鑑み、その結果を踏まえて、調査内容の柔軟な見直しを行うこと。

2 個別的事項について

粉じん及び悪臭について

ア 予測 評価

- (1) 粉じんの予測評価に用いた風向・風速データ、粉じんの飛散条件について科学的に再検証を行い、その結果を明らかにすること。

イ 環境保全措置

廃棄物受入施設、ストックヤード、廃棄物揚陸施設等については、その構造を屋内型、密閉型とする(ア)ことや、場内を負圧に保つことなどにより、粉じんを始め、悪臭についても外部に漏れない構造とすること。

(イ) 薄層散布船については、加湿設備を設けるなどにより、廃棄物の運搬及びダンプング時における粉じんの飛散を防止すること。

(ウ) 埋立地供用期間後半に予定されている、廃棄物の陸上からの埋立時については、作業面積が極小となるよう作業計画を立て、廃棄物埋立時は散水を徹底し、埋立後は即時に覆土を行い、作業が終了した部分は芝張り、植栽等を行うことにより、粉じんの飛散防止と修景を図ること。
なお、植栽等に際しては、周辺の植生との調和やポータルネッサンス計画完了後の長期的な観点にも配慮すること。

ウ 事後調査等

風向・風速データ、粉じんの飛散条件についての再検証結果等に基づいて、粉じんの飛散に関する(ア)事後調査の地点・方法等について再検討を行うこと。
その際には、次のことに配慮すること。

科学的合理性に基づいて行うのはもちろんのこと、住民が本事業に対して抱いている危惧、不安等に応えられるものであること。

「将来判明すべき環境の状況に応じて、適切な環境保全のための措置を取るために行う。」という事後調査の趣旨を全うするものであること。

(イ) 廃棄物揚陸施設からの廃棄物の飛散による周辺海域への影響を把握するために、同施設直下の底質の現況及び事後調査を実施すること。

- (2) 遮水構造について

ア 環境保全措置

(ア) 廃棄物処分場の遮水構造の実施設計に際しては、その遮水性に万全を期すため、次のような点に留意して遮水シートや工法を決定するとともに、決定の過程、根拠などを公表すること。

最新の技術を導入すること。

先進事例を参考にすること。

シミュレーション又は実証実験等によって、当該工法の安全性を確認すること。

(イ) 浸出水の漏洩が認められた場合の対策について、マニュアル化するなどにより、具体的に明らかにすること。

イ 事後調査等

(ア) 廃棄物処分場周囲の護岸の不等沈下は、遮水構造に支障をきたす可能性があることから、護岸を中心に、地盤沈下の程度を把握するための調査地点を設定し、定期的に調査を行うこと。

(イ) 浸出水漏洩モニターとしての観測井の設置について

既存の陸地(出島)側への漏洩モニターとして現在設置し、あるいは今後設置しようとしている観測井の地点・方法を明らかにするとともに、当該地点・方法が設置目的に照らして妥当であるという根拠についても、明らかにすること。

海側への漏洩モニターとして、廃棄物処分場周囲の護岸の捨石あるいは裏込め石の中に観測井を設けることを検討すること。

(ウ) 廃棄物処分場の周囲の海域に対する漏洩モニターとして、廃棄物処分場周囲の護岸直近の海域において、底質調査地点を追加すること。

なお、その際、住民の不安に応えるべく、事後調査の項目にダイオキシン類を加えるとともに、将来これと比較するために、現況調査を実施しておくこと。

- (3) 廃棄物の搬入管理体制について

ア 廃棄物処分場の搬入管理体制の妥当性を判断する際の基本条件となる次の事柄について明らかにすること。

廃棄物の種類ごとの受入計画量

本処分場を、遮断型処分場としてではなく、管理型処分場とすることについて、環境保全の観点から支障が無いとする理由

イ 搬入管理体制の強化を図るために、次の事柄を行うこと。

抜取り化学分析検査の強化

抜取り化学分析検査の結果の公表

違反に対するペナルティの強化

搬入管理体制を体系的に記載した「搬入管理マニュアル」を早期に作成すること。

ウ なお、「搬入管理マニュアル」における判断の基準等については、数値化するなどにより具体的に表現すること。

廃棄物処分場への廃棄物の受入基準については、あらかじめ供用開始時に達成すべき中間目標としての上乗せ受入基準を設定し、今後、搬入物の無害化に向けた諸施策のより一層の展開を行うよう求める。

エ また、供用開始以後についても、廃棄物の無害化・減量化に向けた取組を行うのは当然のことであり、その効果を最大限に上げるために、本市を始めとして、県・市町村等が一体となって広域的な取組を行う必要がある。

(4) その他の事項について

環境影響評価準備書中の「生物・生態系」の項において、「生態系」としての現況及び予測評価がなされていないことから、「生態系」としての現況及び予測評価を行い、その結果を環境影響評価書において明らかにすること。

発生源が概ね同一であると考えられる窒素酸化物及び浮遊粒子状物質について、前者は環境影響評価準備書において予測評価を行っているのに対して、後者は行っていないが、その理由を環境影響評価書において明らかにすること。

ウ 余水処理施設の計画水質・水量及びその設定根拠について、環境影響評価書において明らかにすること。

本事業は、出島地区港湾整備事業による埋立地の一部において、廃棄物処分場を設置しようとする事業であることから、両事業の進捗に伴う相互の関連性の変化によって、本事業における環境保全措置を臨機応変に変更する必要性が生ずる場合が考えられる。

このことから、現時点における両事業の工程及び相互の関連性を明らかにするとともに、今後においても、両事業の工程の変更によって生じる環境保全上の問題に対して、適切な措置を講ずること。

広島市環境局環境保全課環境アセスメント担当	
お問い合わせは	電話 082-504-2097
	FAX 082-504-2229